

平成24年度福井県人事行政の運営等の状況

福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）第6条の規定に基づき、平成24年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

- ・知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づきその概要を公表しています。（P1～34）
- ・人事委員会から報告された業務の状況について、併せて公表しています。（P35～46）
- ・一部、平成25年4月1日現在の状況を公表しています。

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員数の状況

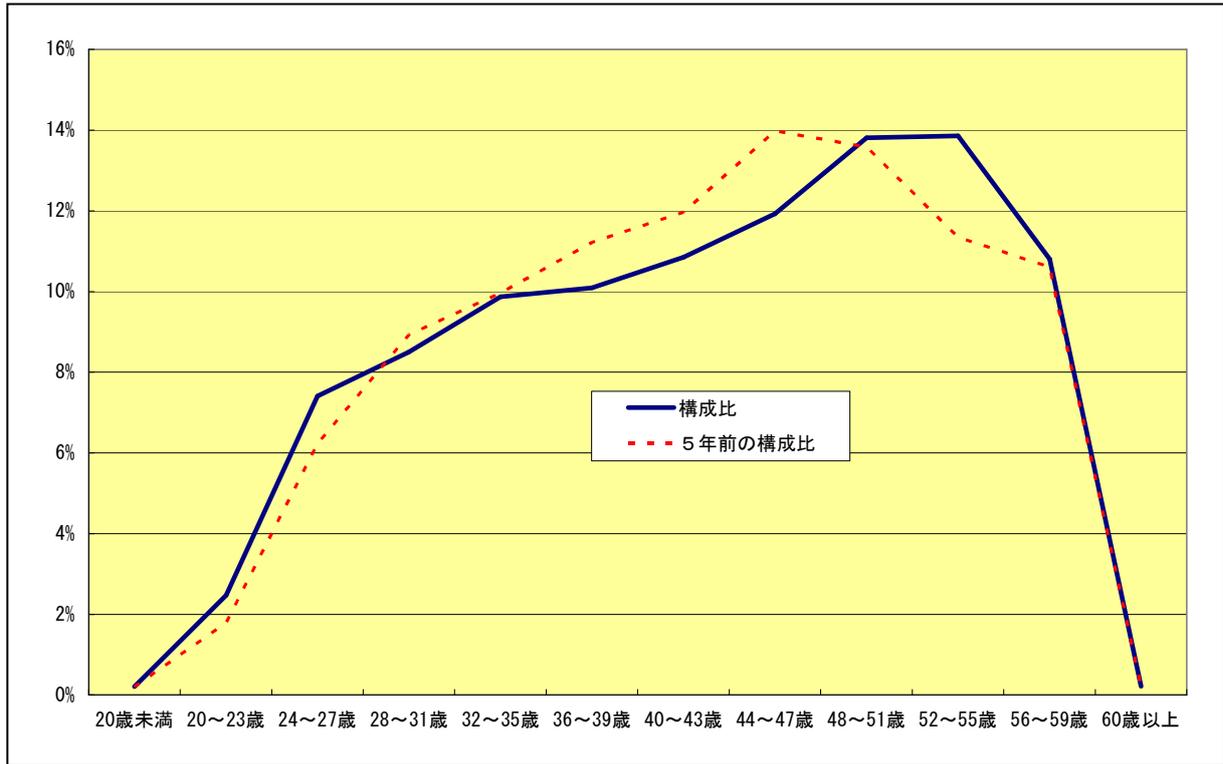
①部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成24年	平成25年			
一 般 行 政 部 門	議 会	26	25	△1	事務局の事務合理化による減員
	総 務	454	455	1	公用車管理業務の集約化による増員
	税 務	120	119	△1	県税事務所の事務合理化による減員
	労 働	43	45	2	労働政策業務の増加による増員等
	農 林 水 産	715	698	△17	農林総合事務所の事務合理化による減員等
	商 工	162	155	△7	工業技術研究業務の見直しによる減員等
	土 木	657	658	1	新幹線建設用地取得業務の増加による増員
	民 生	250	249	△1	障害者福祉計画の策定終了による減員
	衛 生	378	386	8	里地里山推進業務の増加による増員等
	小 計	2,805	2,790	△15	
特 別 行 政 部 門	教 育	7,695	7,664	△31	生徒数の減少による教員の減員等
	警 察	2,022	2,031	9	警察法施行令の改正による警察官の増員
	小 計	9,717	9,695	△22	
公 営 企 業 等	病 院	927	944	17	がん治療施設の拡充による増員等
	水 道	11	11	0	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	28	28	0	
	小 計	969	986	17	
合 計	13,491	13,471	△20		

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

②年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	28人	333人	998人	1,145人	1,329人	1,359人	1,462人	1,606人	1,860人	1,867人	1,455人	29人	13,471人

③定員適正化計画の数値目標および進捗状況

ア 第三次行財政改革実行プランによる定員適正化目標

平成23年4月1日 職員数	平成28年4月1日 職員数	純減数	純減率
2,873人	2,785人	88人	3.0%

（注）職員数は一般職に属する職員数です。病院や教育、警察など一般職以外の職員については、行政需要に的確に対応できる適正な定員管理を継続します。

イ 第三次行財政改革実行プランによる定員適正化の年次別進捗状況（実績）

（各年4月1日現在）

区 分		平成23年 計画始期	平成24年 1年目	平成25年 2年目	(参考) 平成28年削減目標
部 門	職員数	2,873	2,805	2,790	2,785
	増 減		△68	△15	△88 (△3.0%)
一般行政	職員数	7,716	7,695	7,664	
	増 減		△21	△31	
教 育	職員数	1,973	2,022	2,031	
	増 減		49	9	
警 察	職員数	974	969	986	
	増 減		△5	17	
公営企業 等 会 計	職員数	13,536	13,491	13,471	
	増 減		△45	△20	
計	職員数				
	増 減				

- (注) 1 計画期間は、平成23年4月～28年4月の5年間です。
 2 増減は、対前年比の職員増減数を示しています。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算）

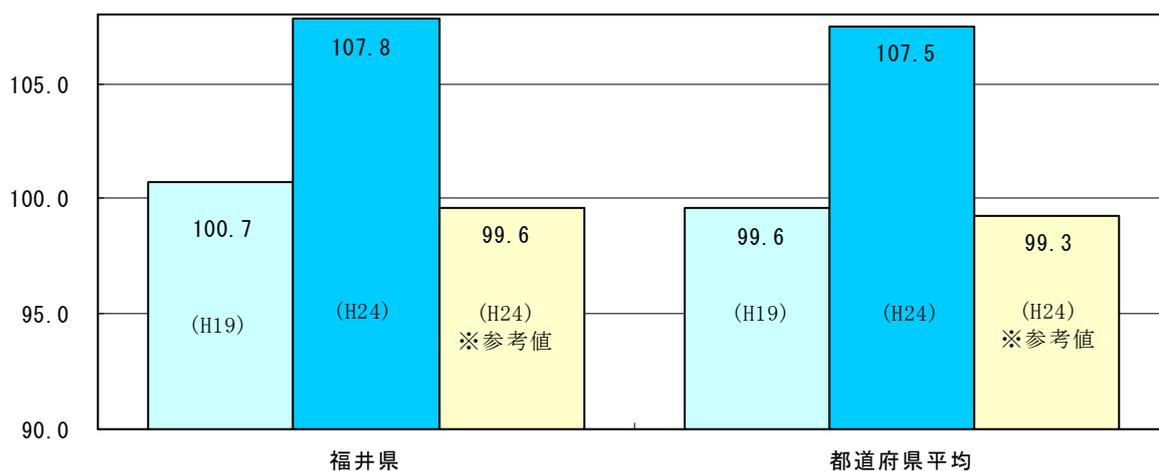
区分	住民基本 台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度 の人件費率
平成 24年度	人 810,552	千円 447,931,707	千円 3,583,923	千円 118,262,743	% 26.4	% 25.1

②職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 25年度	人 12,485	千円 55,690,347	千円 8,719,150	千円 20,293,712	千円 84,703,209	千円 6,784

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

③ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給料改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	301,700	345,500	413,000	464,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	395,600	405,700	422,600	456,200	478,200	537,700

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.7歳	335,025円	407,355円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
福井県	49.1歳	83人	350,189円	387,807円
うち校務員	48.8歳	28人	335,456円	368,121円
うち調理師	47.8歳	36人	356,786円	393,915円

（注）7人以上の主な職種について記載しています。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	44.5歳	388,774円	435,476円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	44.7歳	382,927円	419,019円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	39.8歳	323,295円	426,536円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		福井県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	163,987円(172,200円)
	高校卒	144,500円	133,418円(140,100円)
技能労務職	高校卒	141,900円	—
	中学卒	133,100円	—

高等学校教育職	大学卒	199,700円	—
	高校卒	154,900円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700円	—
	高校卒	154,900円	—
警察職	大学卒	197,200円	190,460円(200,000円)
	高校卒	164,700円	153,797円(161,500円)

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値(減額前)です。

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成25年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,845円	307,640円	366,752円
	高校卒	202,214円	262,543円	303,033円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	306,252円	364,532円	404,551円
	高校卒	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	307,461円	366,303円	397,822円
	高校卒	—	—	—
警察職	大学卒	277,694円	327,485円	360,202円
	高校卒	244,064円	299,017円	—

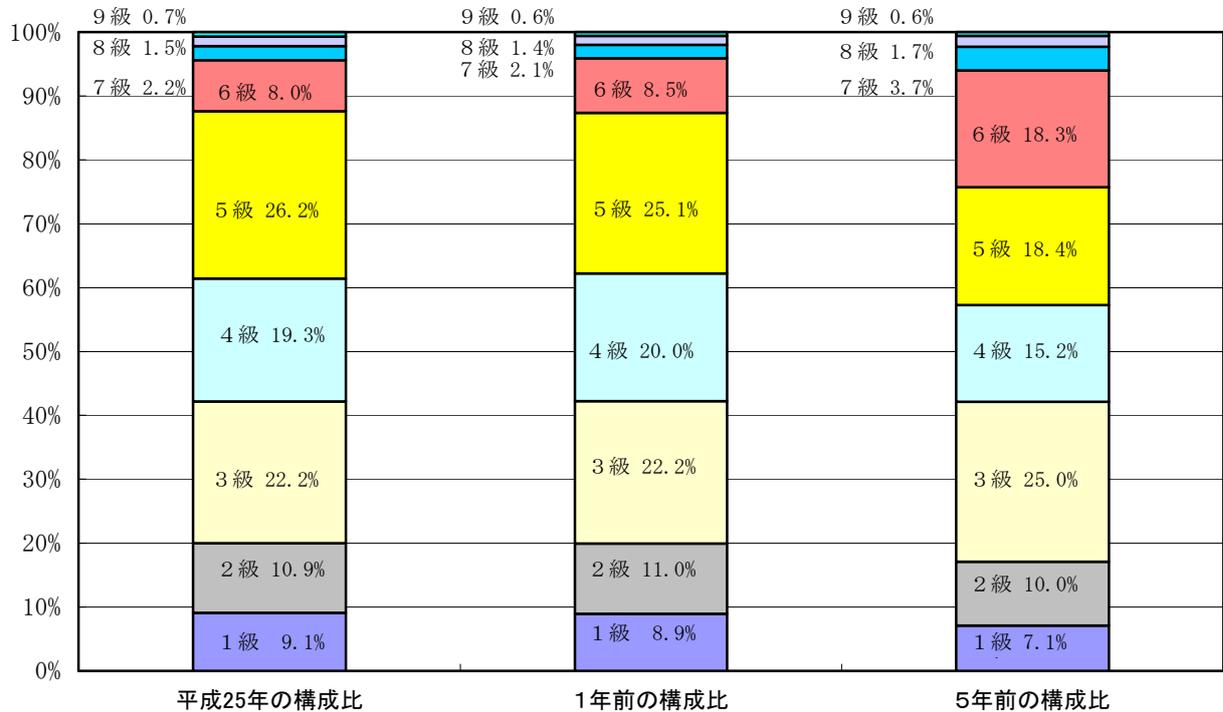
(注) 該当職員が3人以下の各区分については、記載していません。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	21 人	0.7 %
8 級	企画幹	46 人	1.5 %
7 級	課長、参事	68 人	2.2 %
6 級	課長、参事	251 人	8.0 %
5 級	課長補佐	822 人	26.2 %
4 級	主任	608 人	19.3 %
3 級	企画主査、主査	697 人	22.2 %
2 級	主事	343 人	10.9 %
1 級	主事	287 人	9.1 %

- (注) 1 福井県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、計 100.0% になっていません。



②昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成22年4月から実施している。
2 昇給への勤務成績の反映状況 管理職においては、平成20年度から人事評価結果を昇給に反映。 一般職においては、平成22年度から人事評価結果を昇給に反映。

(5) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

福 井 県			国		
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,579 千円			—		
(平成24年度支給割合)			(平成24年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.35月分	特定幹部職員以外	2.60月分	1.35月分
	(1.45)月分	(0.65)月分		(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15～25%			・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成 19 年 10 月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成 22 年 4 月から実施している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職においては、平成 20 年 6 月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。 一般職においては、平成 22 年 12 月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。

②退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

福 井 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.1005月分	28.875625月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.9305月分	39.07425月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.6925月分	56.031月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	56.031月分	56.031月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	5,896千円	26,035千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 24 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成24年度決算）			918,546千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			68,354円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	18人	18%	18%
大阪府大阪市	8人	15%	15%
医師・歯科医師	144人	15%	15%
茨城県日立市	1人	6%	6%
三重県津市	1人	6%	6%
愛知県豊橋市	1人	3%	3%
静岡県浜松市	1人	3%	3%
長野県長野市	1人	3%	3%
福岡県北九州市	1人	3%	3%
福井市	6,368人	1.3%	3%
福井市を除く福井県内	6,872人	1.3%	0%
海外他	11人	0%	0%
平均支給率		1.5%	1.6%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		830,183千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		101,267円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		38.6%	
手当の種類（手当数）		33	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
職員等の研修機関の教務に従事する職員の手当	消防学校または警察学校に勤務する職員	研修における実技訓練	日額550円
県税事務に従事する職員の手当	県税事務所、嶺南振興局税務部等に勤務する職員	県税の賦課徴収等に関する事務	日額870円
感染症防疫等作業に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症に汚染されている患者の看護、家畜伝染病の病菌に汚染されている家畜の飼育、口蹄疫、鳥インフルエンザのまん延防止作業	日額300円～760円
精神保健指定医等の職員の手当	精神保健指定医および健康福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく診察、精神保健法に基づく在宅の精神障害者を訪問して行う相談指導等の業務	日額300円～340円
麻薬取締業務に従事する職員の手当	健康福祉部医薬食品・衛生課に勤務する職員	麻薬及び向精神薬取締法の麻薬取締員としての業務	日額550円
特殊病棟等に勤務する職員の手当	県立病院に勤務する理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、看護師、栄養士等	患者のリハビリテーション、人工透析、救急患者の看護、救急患者を収容するための病棟の入院患者の看護、精神病患者に直接接して行う栄養の指導等の業務	月額5,000円、日額240円 または勤務1回につき240円
社会福祉業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター福祉課、精神保健福祉センター、総合福祉相談所または特別支援学校等に勤務する職員	児童福祉や精神保健等に関する相談、指導の業務または入所者等の介助、指導の補助業務	日額250円～550円
医療業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、こども療育センター、精神保健福祉センター等に勤務する医師および歯科医師	医療業務または公衆衛生業務	月額150,000円以下
死体処理作業に従事する職員の手当	県立病院に勤務する職員および警察の職員	人の死体の解剖、検視等の作業	1体につき1,600円～3,200円
放射線取扱作業等に従事する職員の手当	健康福祉センター、こども療育センターまたは県立病院に勤務する診療放射線技師、原子力環境監視センターにおいて放射性同位元素または人体に有害な放射線を使用して行う試験研究業務に従事することを常例とする技術職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業、放射性同位元素等を使用して行う試験研究業務等	日額240円～480円
危険な細菌の研究等に従事する職員の手当	健康福祉センター、衛生環境研究センターまたはこども療育センターに勤務する病理細菌技術職員等	危険な細菌の研究、検査の業務等	日額300円～410円
夜間看護等に従事する職員の手当	県立病院、こども療育センターに勤務する看護師、助産師等	正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部または全部が深夜において行われる業務等	勤務1回につき1,620円～3,300円
潜水作業に従事する職員の手当	水産試験場または栽培漁業センターに勤務する職員もしくは警	潜水作業	1時間につき310円～1,500円

	察の職員		
用地交渉業務に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所、ダム建設事務所等に勤務する職員のうち、用地交渉業務に従事する職員等	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	日額870円～1,300円
特殊現場作業に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所等に勤務する職員等	地上もしくは水面10メートル以上の足場の不安定な箇所、傾斜が40度以上で高さが15メートル以上の傾斜地で行う調査、測量、検査、監督等の作業等	日額300円～560円
災害応急作業等に従事する職員の手当	職員	県の管理する道路、河川等に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、災害警備、遭難救助等の作業	日額710円～1,680円
(東日本大震災に対処するための特例)	職員	福島原発の敷地内およびその周辺において、該当する区域で行う作業	日額660円～40,000円
危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当	衛生環境研究センター、農業試験場等に勤務する職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う業務または人体に有害な物質の発生を伴う業務等	日額230円
家畜等取扱作業に従事する職員の手当	畜産試験場、県営牧場および健康福祉センターに勤務する職員	精液の採取のために種雄畜を制する作業、犬の捕獲または処分の作業、繁殖のために牛を制する作業等	日額240円～540円
家畜保健衛生業務に従事する職員の手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法に掲げる家畜保健衛生所の事務	日額1,080円
爆発物取締等作業に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課に勤務する職員または警察の職員	火薬類、高圧ガス等の取締作業、特殊危険物質(サリン等)の処理作業等	日額250円～5,200円
教育施設の教務等に従事する職員の手当	看護専門学校において教務に従事することを本務とする職員および産業技術専門学院に勤務する職業訓練指導員	看護専門学校の学生に対する講義等または職業訓練施設の訓練生の職業訓練	日額480円～1,050円
高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当	定時制または通信制の課程に関する校務を本務とする教諭等	定時制教育または通信教育に係る業務	月額9,000円～19,000円
へき地学校等に勤務する職員の手当	へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員		給料および扶養手当の月額 の4/100～25/100
多学年の学級を担当する職員の手当	小・中学校の2以上の学年で編制されている学級を担当する教員	学級における授業または指導	日額290円～350円
高等学校の教員等の産業教育手当	農業、工業等に関する課程を置く高等学校に勤務する教諭等	実習を伴う農業、工業等に関する科目を主として担任	月額14,000円～19,000円
高等学校の全日制の課程および定時制の課程を兼任する職員等の手当	高等学校の全日制の課程を担当し定時制の課程を兼任する教員等	兼任に係る課程における授業等の業務	1時間につき930円
教員特殊業務に従事する職員の手当	教頭、教諭等	週休日等に学校の管理下において行う部活動における生徒の指導業務等	日額1,200円～12,800円
漁労作業に従事する職員の手当	実習船に乗り込むことを本務とする職員	漁労作業	1航海における漁獲物の販売額から販売手数料および経費を差し引いた額の18/100の額の範囲内で任命権者が定める額
航海実習の指導に従事する職員の手当	航海実習の指導を担当することを命じられた職員	実習生の航海実習の指導	日額2,160円

教育業務の連絡指導に従事する職員の手当	教諭、養護教諭	教育についての連絡調整、指導および助言	日額200円
夜間特殊業務に従事する職員の手当	警察の職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務等	勤務1回につき410円～1,240円
警察の職員の手当	警察の職員	私服職員の従事する犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕の業務等	日額220円～1,640円
航空業務に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課、防災航空事務所に勤務する職員、警察の職員等	航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等	1時間につき1,900円～5,100円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	2,792,580千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	464千円
支給実績（平成23年度決算）	2,696,993千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	453千円

⑥その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 [月額30,600円～126,600円]	同じ (国:給料の特別調整額)		千円 850,460	円 684,750
初任給調整手当	医師、歯科医師および獣医師に支給 [月額5,000円～365,500円]	異なる	獣医師を支給対象としている	千円 431,320	円 2,914,322
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [月額:配偶者13,000円、その他の扶養親族1人当たり6,500円～11,000円]	同じ		千円 1,411,161	円 226,220
住居手当	賃貸住宅に居住する職員、自宅に居住する職員等に支給 [(1)借家の場合 ①家賃が21,000円以下の場合の月額 家賃-10,000円 ②家賃が21,000円を超える場合の月額 11,000円+(家賃-21,000円)/2 (上限27,000円) (2)自宅の場合 月額2,500円]	異なる	1 借家の場合の支給要件 (福井県) 家賃が10,000円を超える場合に支給 (国) 家賃が12,000円を超える場合に支給 2 自宅の場合の支給額 (福井県) 支給額2,500円 (国) 支給なし	千円 546,561	円 103,692
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用し、または交通用具等を利用している職員に支給 [1 電車・バスを利用する場合 運賃等相当額55,000円までは全額支給、それを超える部分は半額支給 2 乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円以	異なる	1 電車・バスを利用する場合 (福井県) 運賃等相当額55,000円を超える部分は半額支給 (国) 運賃等相当額55,000円まで支給 2 乗用車等を使用する場合	千円	円

	<p>上を支給</p> <p>3 特急列車等を利用する場合 特急料金等の半額加算(20,000円を限度)</p> <p>4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 駐車料金等加算(3,000円を限度)]</p>		<p>(福井県) 上限額なし (国) 上限額24,500円</p> <p>4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 (福井県) 駐車料金等加算あり (国) 駐車料金等加算なし</p>	1,185,275	87,423
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とすることとなった職員に支給 [基礎額23,000円に住居間の距離に応じた額(最高45,000円)を加算した額]</p>	同じ		千円 78,682	円 240,617
寒冷地手当	<p>寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に毎年11月から翌年3月まで支給 [月額7,360円～17,800円]</p>	同じ		千円 58,313	円 62,300
特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当	<p>1 特地勤務手当 生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 [給料および扶養手当の月額の4/100]</p> <p>2 特地勤務手当に準ずる手当 特地勤務公署等への異動に伴って住居を移転した職員等に異動の日から起算して3年間以内の期間支給 [給料および扶養手当の月額の2/100～6/100]</p>	同じ		千円 2,402	円 66,717
休日給	<p>休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100]</p>	同じ		千円 431,153	円 128,587
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100]</p>	同じ		千円 218,374	円 131,948
宿日直手当	<p>宿日直を命ぜられた職員に支給 [1回につき4,200円～20,000円]</p>	同じ		千円 420,647	円 229,611
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当受給者が週休日および休日等に勤務した場合に支給 [勤務1回につき4,000円～12,000円]</p>	同じ		千円 2,291	円 46,755
災害派遣手当	<p>災害応急対策または災害復旧のため国の機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員が住所または居所を離れて福井県の区域に滞在することを要する場合に支給 [1日につき3,970円～6,620円]</p>			千円 0	円 0
農林漁業普及指導手当	<p>農林漁業等の普及指導事業に従事する職員に支給[月額16,800円]</p>			千円 26,698	円 247,206
義務教育等教員特別手当	<p>義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 [2,000円～8,000円]</p>			千円 486,184	円 64,412

(6) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	知事		1,170,000円	(1,300,000円)	
	副知事		918,000円	(1,020,000円)	
報酬	議長		882,700円	(910,000円)	
	副議長		834,200円	(860,000円)	
	議員		756,600円	(780,000円)	
期末手当	知事		(平成24年度支給割合)		
	副知事		2.95月分		
期末手当	議長		(平成24年度支給割合)		
	副議長		2.95月分		
退職手当	知事		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事		130万円×在職月数×0.60	37,440,000円	(任期毎)
			102万円×在職月数×0.45	22,032,000円	(任期毎)

- (注) 1 知事および副知事の給料については、平成23年5月12日から平成27年4月22日までの間、10%相当額が減額されており、()内は、減額前の金額です。
- 2 議長、副議長および議員の報酬については、平成23年5月12日から平成26年3月31日までの間、3%相当額が減額されており、()内は、減額前の金額です。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(7) 公営企業職員の状況

①工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 24年度	501,001	170,738	87,171	17.4	22.5

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 25年度	11	44,037	8,941	16,236	69,214	6,292

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	44.8歳	362,918円	517,629円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額 (平成24年度)		
1,433千円		
(平成24年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分
特定幹部職員以外	2.60 月分	1.35 月分
	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成25年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.1005月分	28.875625月分	勤続20年	23.1005月分	28.875625月分
勤続25年	32.9305月分	39.07425月分	勤続25年	32.9305月分	39.07425月分
勤続35年	46.6925月分	56.031月分	勤続35年	46.6925月分	56.031月分
最高限度額	56.031月分	56.031月分	最高限度額	56.031月分	56.031月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-千円 -千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支 給 実 績 (平成24年度決算)			595千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)			54,073円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	1.3%	8人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	3人	1.3%

(エ) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績 (平成24年度決算)		214千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)		30,607円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成24年度)		15.9%	
手当の種類 (手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う土地の取得等の交渉の業務	1日につき870～1,300円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	1日につき300円
	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	1日につき710円～1,620円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業	1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等	1日につき560円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業	1日につき300円

職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業	1日につき300円
職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業	1日につき300円
職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業	1日につき300円
職員	水門の保守、点検、操作等の作業	1日につき560円
職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	1日につき230円
職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務	1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	2,204千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	200千円
支給実績（平成23年度決算）	4,010千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	334千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				1,458 千円	162,000 円
住居手当				150 千円	30,000 円
通勤手当				1,000 千円	99,991 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				— 千円	— 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当、休日給および宿日直手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

②水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 24年度	2,264,486	468,213	169,536	7.5	7.4

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 25年度	21	84,968	21,873	32,042	138,883	6,613

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	47.3歳	388,916円	575,940円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成24年度）		
1,549千円		
(平成24年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.35月分
	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成25年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.1005月分	28.875625月分	勤続20年	23.1005月分	28.875625月分
勤続25年	32.9305月分	39.07425月分	勤続25年	32.9305月分	39.07425月分
勤続35年	46.6925月分	56.031月分	勤続35年	46.6925月分	56.031月分
最高限度額	56.031月分	56.031月分	最高限度額	56.031月分	56.031月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	一千円	一千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者が3人以下のため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支 給 実 績（平成24年度決算）			1,160千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			58,000円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	8人	1.3%
福井市以外の福井県内	1.3%	12人	1.3%

(エ) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）			179千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			17,904円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）			22.7%
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(7)の①のウの(エ)に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	2,712千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	136千円
支給実績（平成23年度決算）	2,816千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	148千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 24 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			4,202 千円	840,389 円
扶養手当				3,055 千円	234,962 円
住居手当				682 千円	52,423 円
通勤手当				3,047 千円	160,386 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				— 千円	— 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 休日給、宿日直手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

③宅地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 24年度	140,523	68,548	56,648	—	—

(注) 職員給与費は資本的支出に計上しており、総費用の外数です。
このため職員給与比率を算出していません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 25年度	7	26,698	4,639	9,752	41,089	5,870

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	38.0歳	315,974円	467,541円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成24年度）		
1,387千円		
（平成24年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分
特定幹部職員以外	2.60 月分	1.35 月分
	(1.45) 月分	(0.65) 月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成25年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.1005月分	28.875625月分	勤続20年	23.1005月分	28.875625月分
勤続25年	32.9305月分	39.07425 月分	勤続25年	32.9305月分	39.07425 月分
勤続35年	46.6925月分	56.031 月分	勤続35年	46.6925月分	56.031 月分
最高限度額	56.031 月分	56.031 月分	最高限度額	56.031 月分	56.031 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
—千円 —千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支 給 実 績（平成24年度決算）			409千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			51,123円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	8人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	0人	1.3%

(エ) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）			— 円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）			— %
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(7)の①のウの(エ)に同じ			

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	1,772千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	221千円
支給実績（平成23年度決算）	1,419千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	177千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成24年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			0千円	0円
扶養手当				684千円	171,000円
住居手当				－千円	－円
通勤手当				870千円	124,283円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
休日給				－千円	－円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				－千円	－円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

(注) 住居手当、休日給および宿日直手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

④ 下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成24年度	605,987	39,820	40,440	6.7	6.7

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度	5	19,408	5,313	7,185	31,906	6,381

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福井県	41.8歳	344,095円	519,220円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成24年度）		
1,420千円		
（平成24年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.35月分
	(1.45)月分	(0.65)月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成25年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.1005月分	28.875625月分	勤続20年	23.1005月分	28.875625月分
勤続25年	32.9305月分	39.07425月分	勤続25年	32.9305月分	39.07425月分
勤続35年	46.6925月分	56.031月分	勤続35年	46.6925月分	56.031月分
最高限度額	56.031月分	56.031月分	最高限度額	56.031月分	56.031月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	一千円	一千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）			266千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			53,251円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	2人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	3人	1.3%

(工) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成24年度決算)			35千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)			8,850円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成24年度)			9.1%
手当の種類 (手当数)			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(7) の①のウの(エ)に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成24年度決算)	1,303千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成24 年度決算)	186千円
支給実績 (平成23年度決算)	789千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	114千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 24 年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成24年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				— 千円	— 円
住居手当				738 千円	147,600 円
通勤手当				866 千円	123,732 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				— 千円	— 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当、扶養手当および休日給は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成24年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

※ 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

平成24年度の職員の主な休暇、休業制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休暇等については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例や施行規則等で定められています。

区 分	期 間	平成24年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年次休暇	1年あたり20日	取得日数 平均8.9日	取得日数 平均9.6日	取得日数 平均4.0日
夏季休暇	5日以内	取得日数 平均4.3日	取得日数 平均4.6日	取得日数 平均3.8日
ボランティア休暇	5日以内 ただし、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村において被災者を支援する活動を行う場合 7日以内	取得者 1人	取得者 110人	取得者 0人
病気休暇	90日以内 ただし、悪性新生物など人事委員会が定める疾病により療養を要する場合 180日以内 結核性疾患により長期の療養を要する場合 1年以内	取得者 186人	取得者 222人	取得者 66人
介護休暇	配偶者、父母、子などを介護する必要のある場合、連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 3人	取得者 24人	取得者 0人
育児休業	最長で子が3歳に達する日までの期間	取得者 90人	取得者 148人	取得者 11人

※ 表中「知事部局等」には、知事部局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局を含みます。(以下同じ)

※ 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇については、1年単位で付与されるため、平成24年(H24. 1. 1~H24. 12. 31)の取得状況を記載しています。

※ 病気休暇、介護休暇、育児休業の取得者数は、平成24年度中に休暇等を開始した者の人数を記載しています。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成24年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	0 人	0 人	108 人	0 人	108 人
教育委員会	0 人	0 人	163 人	0 人	163 人
警 察 本 部	0 人	0 人	49 人	0 人	49 人
計	0 人	0 人	320 人	0 人	320 人

※ 平成24年度中に分限処分を受けた職員数（延べ人数）を記載しています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

平成24年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	5 人	8 人	1 人	0 人	14 人
教育委員会	8 人	2 人	1 人	1 人	12 人
警 察 本 部	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
計	14 人	10 人	2 人	1 人	27 人

※ 平成24年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）。

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

（1）職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とするものですが、福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則（以下「規則」という。）でその免除が限定的に認められています。

平成24年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

区 分	事 由	平成24年度の承認件数		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
規則第2条 第1項	県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合	197 件	386 件	0 件
規則第2条 第2項	教育に関する他の事業または事務に従事する場合（教育公務員特例法第17条第1項）	0 件	1,651 件	0 件
規則第2条 第3項	当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第4項	地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合（地方公務員法第55条第11項）	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第5項	不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭した場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第6項	職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第7項	前各号に掲げるもののほか、人事委員会 が特に認める場合	1 件	41 件	3 件

※ 平成24年度中に職務専念義務免除申請を承認された件数を記載しています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」

(法第38条)とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

平成24年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準 (営利企業等の従事制限に関する規則第3条)	平成24年度の許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生じるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障のある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合	10件	0件	1件

※ 平成24年度中に営利企業等従事を許可された件数を記載しています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています（法第39条）。

平成24年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
職員一般研修	新規採用職員研修（前期）	5日	127人
	新規採用職員研修（後期）	5日	126人
	新規採用職員研修（看護・保育職）	3日	115人
	技能労務職員研修（前期）	3日	39人
	技能労務職員研修（後期）	3日	27人
	技能労務職員研修（パソコン）	1日	39人
	転任職員研修	2日	143人
	ステージ1研修	2日	93人
	ステージ2研修（前期）	3日	118人
	ステージ2研修（後期）	1日	116人
マネジメント研修	トレーナー・ジョブコーチ研修（前期）	1日	76人
	トレーナー・ジョブコーチ研修（後期）	0.5日	73人
	新任主任研修（前期）	2日	240人
	新任主任研修（後期）	1日	237人
	課長補佐研修	1日	44人
	参事級研修	1日	58人
	課長級研修	1日	37人
パワーアップ研修	危機管理	1日	16人
	コーチング	1日	8人
	モチベーション開発	1日	35人
	段取り力強化	1日	40人
	政策立案力を高める論理的思考	1日	11人
	地方公会計と財務諸表の読み方	2日	19人
	民法（基礎編）	2日	15人
	民法（応用編）	2日	18人
	行政法	1日	32人
	地方自治法	1日	29人
	政策法務	0.5日	23人
	地方自治体の訴訟法務	1日	27人
	わかりやすい資料作成技法	2日	36人
	ファシリテーター	1日	24人
	クレーム対応（嶺北および嶺南地区開催）	1日	39人
	プレゼンテーション	1日	16人
	女性職員キャリアアップ（企画力）	1日	38人
	女性職員キャリアアップ（交渉・折衝）	1日	15人
	女性職員キャリアアップ（マネジメント）	1日	15人
	創造力向上研修	4回	92人

	語学研修（英語上級）	33回	10人
	語学研修（英語中級）	34回	15人
	語学研修（中国語）	40回	7人
特別研修	行政経営戦略研修	5回	19人
	行政経営戦略研修（講演会）	1回	25人
	営業力向上（実践編）	11回	68人
	営業力向上（実践編）事後研修	1日	68人
	営業力向上（座学）	1日	40人
	営業力向上（マーケティング）	3回	11人
	マナーアップ実践研修	3回	220人
	外郭団体指導担当者研修	2回	31人

- ※ 職員一般研修とは、年齢階層ごとの役割変化に応じて、必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- ※ マネジメント研修とは、管理・監督の立場にある職員に対して、それぞれの職務に応じて必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- ※ パワーアップ研修とは、職務遂行上必要な専門知識の修得や技能の向上を図るための全職員を対象とした研修です。
- ※ 特別研修とは、高い専門性と政策立案能力を身に付けた職員の育成を図るための、全職員を対象とした研修です。

②教育委員会

区 分		研 修 名	研修期間	受講者数
指 定 研 修	基本研修	初任者研修	校外研修 25日	165人
		幼稚園新採用教員研修	園外研修 10日	37人
		5年経験者研修	3日	98人
		10年経験者研修	(幼稚園)4日 (小・中・県立)8日	141人
	主任等研修	教育相談・生徒指導主事研修	1講座 1日	100人
		養護教諭研修	1講座 1日	87人
		理科実習助手研修	1講座 1日	16人
		臨時任用講師研修	1講座 4日	72人
		中堅教員研修	2講座 各5日	31人
	管理職等研修	新任校長研修	1講座 4日	73人
		新任教頭研修	1講座 5日	79人
		経年管理職研修	2講座 各1日	153人
	専 門 研 修	教科等に関する研修	幼稚園教育に関する研修	4講座 各1日
小学校の各教科に関する研修			28講座 各1日	560人
中学校の各教科に関する研修			22講座 各1～2日	335人
高校の各教科に関する研修			14講座 各1～2日	249人
その他(校種を超えた研修)			7講座 各1日	179人
教科以外の 課題等に関する研修		道徳教育	2講座 各2日	114人
		学級経営	1講座 1日	36人
		不登校対応	1講座 1日	33人
		教育相談関係	6講座 各1日	298人
		総合的な学習の時間	1講座 1日	27人
		へき地複式教育	1講座 1日	1人
		食育	1講座 1日	23人
		人権教育	1講座 1日	30人
		漢字教育(白川文字学)	1講座 2日	54人
		N I E活動に関する研修	1講座 1日	21人
		情報教育に関する研修	25講座 各1日	613人
		保護者対応	1講座 1日	130人
		教養研修	6講座 各1日	317人
		マネジメントスキル	7講座 各1日	266人
		教育法規	1講座 1日	30人

※ 基本研修とは、初任者および一般教員に対し、教職経験年数に応じ、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

※ 主任等研修とは、主任等の教員に対し、職務等に応じて、教育上の課題を解決する能力

や実践にかかわる専門的な能力の育成を図るための研修です。

- ※ 管理職研修とは、管理職の教員に対し、組織経営についての見識の確立と考察力の育成を図るための研修です。
- ※ 教科等に関する研修とは、一般教員に対し、各教科（産業教育を含む）に関する専門的な知識、実践的な指導力など、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。
- ※ 教科以外の課題等に関する研修とは、一般教員に対し、教科以外の学校教育諸活動に関して、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

③警察本部

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
警察大学校	警察運営科	3 週	7 人
	警部任用科	3 月半	11 人
	課長補佐任用科	2 週	5 人
	教官養成科	4 週	5 人
	専科	1 週から 5 週	31 人
	指定職種任用科	2 週	5 人
	研究科	2 週	4 人
	研修科	2 週から 3 月	1 人
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4 月	1 人
	捜査幹部養成科	2 週	1 人
国際警察センター	語学研修科	2 月から 1 年	5 人
	捜査実務研修科	1 週から 3 月	2 人
管区警察学校	警部任用科	2 週	3 人
	警部補任用科	8 週	38 人
	巡査部長任用科	6 週	48 人
	係長任用科	2 週	8 人
	主任任用科	2 週	8 人
	専科	1 週から 3 週	57 人
県警察学校	初任科	6 月、10 月	108 人
	一般職員初任科	4 週	14 人
	初任補修科	2 月、3 月	83 人
	警部補任用科	2 週	11 人
	巡査部長任用科	2 週	9 人
	部門別任用科	2 週から 4 週	42 人
	専科	3 日から 2 週	359 人

※ 初任科とは、新たに採用された警察官及び職員に、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための研修です。

※ 初任補修科とは、初任科及び職場での実習を修了した警察官に対し、知識・技能を総合的に発展進化させ、体力・気力を充実させるための研修です。

※ 専科とは、警察官及び職員に、専門的な知識及び技能を修得させるための研修です。

※ 任用科とは、上位職に昇任又は昇任が予定されている警察官又は職員に、その職務の執行に必要な知識及び技能を修得させるための研修です。また、各部門に新たに配置され、又は配置予定の警察官に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための研修です。

(2) 勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています（法第40条）。

勤務評定は能力主義、成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換や昇任、昇給などの人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

知事部局等においては、平成19年10月から管理職（課長級以上）に仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価制度を導入しており、平成22年4月からは一般職員（課長補佐級以下）にも導入しています。

警察本部においては、人事、昇給、教養等の公正な基礎資料および人材育成の指針とするため、職務に関する資質、能力および実績を総合的に評価する人事評価制度を実施しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

平成24年度の福利厚生状況は次の表のとおりです。

区分	主な内容	事業費（単位：千円）		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
厚生事業	人間ドック事業 生活習慣病検診 その他の健康づくり推進事業等	58,216	84,782	31,517
補助事業	職員互助会等の補助 (健康増進事業等)	0	0	0
計		58,216	84,782	31,517

(2) 共済制度状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。なお、制度実施のため必要な財源は、職員の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

平成24年度の共済制度状況は、次の表のとおりです。

区分	主な内容	給付額（単位：千円）		
		地方職員 共済組合	公立学校 共済組合	警察 共済組合
保健給付	医療給付、出産費、埋葬料等	899,619	1,656,028	509,618
休業給付	傷病手当金、育児休業手当金等	153,027	347,546	47,539
災害給付	弔慰金、災害見舞金等	0	0	1,325
附加給付	医療給付附加金、傷病手当金附加金	31,810	50,859	23,280
厚生事業	健康管理、健康増進事業等	28,000	173,902	28,665
計		1,112,456	2,228,335	610,247

※ 地方職員共済組合は、都道府県の職員が加入しています。

※ 公立学校共済組合は、公立学校の職員ならびに都道府県教育委員会およびその所管に属する教育機関の職員が加入しています。

※ 警察共済組合は、都道府県の警察職員が加入しています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

平成24年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養に必要な費用を支給する。	33	3,380	47	14,016	27	6,514
傷病補償年金	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が一定の等級に該当する場合に支給する。	—	—	1	4,858	—	—
障害補償	療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給する。	1	4,227	3	10,440	3	6,833
介護補償	傷病補償年金または障害補償年金の受給者で、一定の障害を有し、常時または随時介護を受けている場合に支給する。	—	—	1	1,252	—	—
遺族補償	公務または通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給する。	7	42,550	8	19,171	3	7,942
葬祭補償	公務または通勤により死亡した場合に遺族等に対し一定の葬祭費を支給する。	1	852	—	—	—	—
福祉事業	被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業および公務災害防止のために必要な事業を行う。	—	—	—	—	1	1,840
計		42	51,009	60	49,737	34	23,129

人事委員会から報告された業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

(1) 競争試験の状況

平成24年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

①試験日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日		試験場	名簿確定日	最終合格者発表日
			第1次試験	第2次試験			
I種	24.4.27	24.5.16 ～5.30	24.6.24	24.7.15 ～7.20	第1次試験 福井県立大学 中央大学 第2次試験 青少年センター	24.8.8	24.8.14
II種	24.6.29	24.8.10 ～8.24	24.9.23	24.10.29 ～10.30	第1次試験 福井大学 若狭図書学習 センター 第2次試験 青少年センター	24.11.9	24.11.13
学校栄養士	24.6.29	24.8.10 ～8.24	24.9.23	24.10.29 ～10.30	第1次試験 福井大学 若狭図書学習 センター 第2次試験 青少年センター	24.11.9	24.11.13
市町立小・ 中学校事務	24.6.29	24.8.10 ～8.24	24.9.23	24.10.29 ～10.30	第1次試験 福井大学 若狭図書学習 センター 第2次試験 青少年センター	24.11.9	24.11.13
身体障害者	24.6.29	24.8.10 ～8.24	24.9.23	24.10.29 ～10.30	第1次試験 福井大学 第2次試験 青少年センター	24.11.9	24.11.13
警察官 (男性A)	24.4.27	24.5.28 ～6.11	24.7.7 ～7.8	24.8.7 ～8.9	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 青少年センター	24.8.23	24.8.27
警察官 (女性A)	24.4.27	24.5.28 ～6.11	24.7.8	24.8.7 ～8.9	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 青少年センター	24.8.23	24.8.27
警察官 (男性B)	24.6.29	24.8.10 ～8.24	24.9.15 ～9.16	24.10.9 ～10.10	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習 センター 小浜市民体育館 第2次試験 青少年センター	24.10.30	24.11.1

警察官 (女性B)	24. 6. 29	24. 8. 10 ～8. 24	24. 9. 15 ～9. 16	24. 10. 9 ～10. 10	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習 センター 小浜市民体育館 第2次試験 青少年センター	24. 10. 30	24. 11. 1
警察官 (男性A 特別募集)	24. 12. 14	24. 12. 25 ～25. 1. 16	25. 1. 26 ～1. 27	25. 2. 19 ～2. 20	第1次試験 自治研修所 第2次試験 自治研修所	25. 2. 27	25. 2. 28
警察官 (女性A 特別募集)	24. 12. 14	24. 12. 25 ～25. 1. 16	25. 1. 26	25. 2. 19 ～2. 20	第1次試験 警察学校 第2次試験 自治研修所	25. 2. 27	25. 2. 28

②受験資格および試験の方法

試験の種類	受験資格	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
I種	<ol style="list-style-type: none"> 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 平成3年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。）を卒業した者または平成25年3月31日までに卒業見込の者 薬剤師にあつては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。 	<ol style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 専門試験 択一式試験 	<ol style="list-style-type: none"> 専門試験 記述式試験 口述試験 集団面接 集団討論 個別面接 適性検査 	・受験資格等の確認
II種	<ol style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 	<ol style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 専門試験 (技術系職種) 択一式試験 	<ol style="list-style-type: none"> 作文試験 (事務系職種) 口述試験 集団面接 個別面接 適性検査 	・受験資格等の確認
学校栄養士	<ol style="list-style-type: none"> 昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 	<ol style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 専門試験 択一式試験 	<ol style="list-style-type: none"> 口述試験 集団面接 個別面接 適性検査 	・受験資格等の確認
市町立小・中学校事務	<ol style="list-style-type: none"> 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 	<ol style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 	<ol style="list-style-type: none"> 作文試験 口述試験 集団面接 個別面接 適性検査 	・受験資格等の確認
身体障害者	<p>自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 昭和53年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 活字印刷文による出題に対応できる者（おおむね10ポイント程度） 	<ol style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 	<ol style="list-style-type: none"> 作文試験 口述試験 個別面接 適性検査 	・受験資格等の確認

<p>警察官 (男性A)</p>	<p>1 昭和57年4月2日以降に生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成25年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (女性A)</p>	<p>1 昭和57年4月2日以降に生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成25年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (男性B)</p>	<p>1 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成25年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (女性B)</p>	<p>1 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成25年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>

<p>警察官 (男性A 特別募集)</p>	<p>1 昭和57年4月2日以降に生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成25年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (女性A 特別募集)</p>	<p>1 昭和57年4月2日以降に生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成25年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>

③申込者数、受験者数、合格者数、競争倍率

試験の種類	職種	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
				受験者数	合格者数			
I種試験	行政	47	472(164)	371(129)	88(24)	82(23)	47(14)	7.9
	警察事務	6	157(94)	121(76)	19(12)	17(11)	9(5)	13.4
	薬剤師	4	11(6)	8(5)	7(4)	6(3)	4(1)	2.0
	福祉・心理 (男性)	0	8(0)	7(0)	3(0)	3(0)	0(0)	—
	福祉・心理 (女性)	2	16(16)	15(15)	4(4)	4(4)	2(2)	7.5
	農林業	5	35(14)	28(9)	12(4)	12(4)	5(2)	5.6
	水産	1	9(1)	6(1)	2(0)	1(0)	1(0)	6.0
	建築	2	13(3)	10(1)	4(1)	4(1)	2(0)	5.0
	土木(総合)	10	44(4)	37(3)	19(2)	16(2)	10(2)	3.7
	機械・金属	2	16(0)	12(0)	6(0)	5(0)	2(0)	6.0
	電気	1	29(0)	22(0)	5(0)	4(0)	1(0)	22.0
	生物(警察)	1	21(7)	19(6)	5(0)	4(0)	2(0)	9.5
	化学(警察)	1	23(5)	20(5)	5(1)	5(1)	2(0)	10.0
II種試験	一般事務	2	17(7)	14(5)	6(2)	5(2)	2(1)	7.0
	土木(総合)	1	5(0)	4(0)	2(0)	2(0)	1(0)	4.0
	警察事務	2	36(20)	18(12)	5(5)	5(5)	4(4)	4.5
身体 障害者	一般事務	2	8(2)	7(2)	4(0)	4(0)	2(0)	3.5
学校栄養士		3	59(57)	48(46)	8(8)	8(8)	3(3)	16.0
市町小・中 学校事務		14	431(261)	326(201)	35(16)	28(12)	19(10)	17.2
警察官	男性A	30	497(0)	288(0)	117(0)	94(0)	60(0)	4.8
	女性A	4	100(100)	49(49)	17(17)	12(12)	8(8)	6.1
	男性B	17	241(0)	132(0)	43(0)	41(0)	32(0)	4.1
	女性B	4	63(63)	34(34)	10(10)	10(10)	8(8)	4.3
	男性A (特別募集)	28	218(0)	139(0)	79(0)	71(0)	56(0)	2.5
	女性A (特別募集)	6	43(43)	31(31)	18(18)	16(16)	12(12)	2.6
合計		195	2572(867)	1766(630)	523(128)	459(114)	294(72)	6.0

※ () 内は女性

(2) 選考の状況

平成24年度の選考採用の実施状況は次のとおりです。

①職員の任用に関する規則第22条第1号および第2号に規定するもの

(資格・免許を必要とする職、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職など)

職種	任命権者別合格者数			計
	知事	教育委員会	警察本部長	
保健師	3人			3人
看護師	43人(4人)			43人(4人)
助産師	1人			1人
獣医師	2人(1人)			2人(1人)
理学療法士	2人			2人
作業療法士	3人(1人)			3人(1人)
臨床工学技士	1人			1人
原子力	2人			2人
古生物学	1人			1人
職業訓練指導員	1人			1人
学芸員	1人	1人		2人
文化財調査員		2人		2人

※()内は、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職

②職員の任用に関する規則22条第4号、第5号および第7号に規定するもの

(教育公務員をもって充てようとする職、他の地方公共団体や国の職を持って充てようとする職など)

任命権者別合格者数			計
知事	教育委員会	警察本部長	
11人	58人	23人	95人

③職員の任用に関する規則22条第8号に規定するもの

(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職)

任命権者別合格者数			計
知事	教育委員会	警察本部長	
20人	4人	5人	29人

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

平成24年10月11日、地方公務員法第8条および第26条の規定に基づき、福井県人事委員会委員長より、福井県議会議長および福井県知事に対して、次のような内容の報告および勧告を行いました。（報告および勧告全文については福井県人事委員会事務局ホームページ【<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/>】に掲載してあります。）

(1) 報告

① 給与の改定

・ 公民給与の比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
368,112 円	368,183 円	△71 円 (△0.02%)

・ 改定の内容

1) 月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）

公民較差の状況、人事院勧告の内容等を考慮し、改定なし

2) 昇給・昇格制度の改正

公民の給与水準は、本委員会の勧告を通じて全体として均衡させてきたが、50歳台、特に後半層において公民給与差が生じている状況にあり、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正

- ・ 昇給制度については、給与条例を改正し、55歳を超える職員（医療職給料表（一）にあつては、60歳を超える職員）については、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号給昇給）、特に良好の場合には1号給または2号給（現行は3号給または4号給）の昇給にそれぞれ抑制
- ・ 昇格制度については、人事委員会規則を改正し、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の号給月額増加額を縮減

3) 改定の実施時期等

昇給制度の改正は、平成25年1月1日から実施。なお、昇格制度の改正は、昇給制度の改正後、速やかに実施

② 給与構造の改革

給与構造改革における経過措置の廃止等については、他都道府県の動向、本県の実情等を考慮しながら、検討を進めることが必要

③ 給与以外の勤務条件

1) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者における超過勤務の縮減や適正な人員配置の取組、職場管理者における職員の業務の進捗状況等の的確な把握、職員自身のタイムマネジメント意識・コスト意識の徹底などが必要

2) 能力・実績に基づく人事管理

人事評価制度を適切に運用し、能力・実績に基づいた人事管理を行うことが必要

3) 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができるような勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率を向上させることにもつながるものであり、ますます重要
- ・ 任命権者が策定した第2期特定事業主行動計画における数値目標の着実な達成や、より一層の両立支援の取組を推進することを要望

4) 職員の健康管理

- ・ 職員の心身両面における健康づくりは、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要
- ・ メンタルヘルスでは、予防や早期発見・早期対応が極めて重要で、職員自身がセルフケアに努め、職場管理者は、日ごろの職員とのコミュニケーションによる日常的な行動や健康状態の適切な把握、相談への適切な対応等に努めるとともに、任命権者においても、職場復帰支援等への積極的な取組と充実を要望

5) 公務員倫理の確保

職員一人ひとりが、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務を常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励していくことが必要

6) 公務員の高齢期雇用

- ・ 国では、国家公務員の雇用と年金の接続について、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には、再任用を行うものとする事とした。
- ・ 国においては、地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を検討をしており、その内容を注視し今後の関係法令や諸制度の改正および他の都道府県の動向を踏まえ、適切に対応することが必要

7) 公務員制度改革

国では、国家公務員の自立的労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることとし、本年5月に、地方公務員制度改革の素案を取りまとめ公表したところであり、今後の動向を注視し適切に対応することが必要

8) 優秀かつ多様な人材の確保

- ・ 複雑・高度化する行政課題に迅速かつ適正に対応できる人材の確保が求められることから、人材の供給構造も大きく変化していることを踏まえつつ、引き続き、必要に応じ採用試験の在り方などの検討を進め、優秀かつ多様な人材確保に取り組むことが必要
- ・ 行財政改革の推進によって組織のスリム化や職員数の削減が進み、時代の要請に応じた質の高い行政サービスの提供には、長期的視点に立った職員の育成が重要であり、人事管理全体を通じた計画的な人材育成に着実に取り組むことが必要

(2) 勧告

[1] 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給について、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、

昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

[2] 改定の実施時期

この改定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施すること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員の労働基本権を制限した代償措置として、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたもので、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、人事委員会に対して地方公共団体の当局により、適当な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

(1) 措置要求の状況

平成24年度の処理状況は下表のとおりです。

平成24年度 要処理件数	平成23年度末 未処理件数	平成24年度 新規件数	平成24年度 処理件数	平成24年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な不服申し立てがあったとき人事委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとするときはそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

(1) 不服申立ての状況

平成24年度の処理状況は下表のとおりです。

平成24年度 要処理件数	平成23年度末 未処理件数	平成24年度 新規件数	平成24年度 処理件数	平成24年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—